

三芳町福祉まつり実行委員会会則

平成21年6月22日
会則第1号

(目的)

第1条 この会則は、三芳町福祉まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 実行委員会の委員は、町内の社会福祉団体及びその他関係機関の代表者等を持って充てる。

2 実行委員会に、企画委員会及び事業実施部会（以下「部会」という。）を置くこととする。

3 部会は、実行委員により構成する。

4 部会は展示部会、体験部会、バザー・模擬店部会、アトラクション部会、福祉まつりアート展部会とする。

(役員及び役員の選出)

第3条 実行委員会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 委員長 | 1名 |
| (2) | 副委員長 | 若干名 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 監事 | 2名 |
| (5) | 部会長 | 5名 |
| (6) | 副部会長 | 5名 |

2 前項の役員は、委員の互選による。

3 第1項に定める役員をもって役員会を組織する。

(企画委員の選出)

第4条 企画委員は以下の選出区分より20名以内で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 部会長
- (4) 副部会長

(5) 実行委員

(職 務)

第5条 委員長は実行委員会及び企画委員会の会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部会長は部会の会務を総理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項等)

第6条 実行委員会、企画委員会及び部会の所掌事項は、次のとおりとする。

1 企画委員会は、総務・予算(案)及び事業の企画(案)を立案・所掌を行う。

2 実行委員会は、企画委員会にて提示された事業・予算(案)の承認を行う。

3 部会は、部会毎の運営についての検討、調整を行う。

(会 議)

第7条 実行委員会、企画委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 部会は委員長が招集し、部会長がその議長となる。また、部会長は必要と認めれば部会を招集することができる。

(会 計)

第8条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会事務所に置く。

(委 任)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において決定する。

附 則

この会則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月19日から施行する。